

議案第52号

逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部
改正について

逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を次
のように改正する。

令和7年11月28日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年
逗子市条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条
の8の2第1項の規定に基づき放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定めるものとする。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）

第2条 法第34条の8の2第1項前段に規定する条例で定める放課後児童健全育成事業
の設備及び運営に関する基準は、次条から第5条までに定めるもののほか、放課後児
童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）で定め
る基準のとおりとする。

（開所時間及び日数）

第3条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間につ
いて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし
て、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、
当該事業所ごとに定めるものとする。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき11時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき6時間

2 放課後児童健全育成事業者が、放課後児童健全育成事業所を開所する日は、次の各号に掲げる日以外の日とし、開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（暴力団の排除）

第4条 市及び放課後児童健全育成事業者は、逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号。以下この条において「暴力団排除条例」という。）第3条に規定する基本理念にのっとり、放課後児童健全育成事業者から暴力団を排除するため必要な措置を講じるものとする。

2 放課後児童健全育成事業者及びその職員は、暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等であってはならない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）の施行による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業における職員の要件について改正するとともに、本条例が従前より内閣府令で定める基準に準じた条文としているところ、内閣府令の改正に早期に対応する

観点から、内閣府令を引用する条文構造に転換するに当たり、改正の要あるため提案する。